

平成 30 年度 倉吉市利用者負担額基準額表(1号認定)

児童が属する世帯の階層区分			利用者負担額
階層	定 義		(月額)
1	生活保護世帯等		0 円
2	1の階層を除き、市町村民税が非課税の世帯 (所得割非課税世帯含む)	ひとり親世帯等	0 円
		上記以外の世帯	3,000 円
3	77,101 円未満	ひとり親世帯等	3,000 円
		上記以外の世帯	8,200 円
4	市町村民税所得割	77,101 円以上 97,000 円未満	14,300 円
5	課税額が次の区分	97,000 円以上 169,000 円未満	17,800 円
6-1	に該当する世帯	169,000 円以上 235,000 円未満	20,500 円
6-2		235,000 円以上 301,000 円未満	22,500 円
7		301,000 円以上	25,100 円

《留意事項》

- ① 年度の中で3号又は2号認定から1号認定になった場合は、変更のあった翌月より利用者負担額を算定します。
- ② 利用者負担額の金額には、給食費、通園バス代等は含みません。

《利用者負担額基準額表の見方》

- ① 2階層及び3階層の定義に掲げる「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及び次に該当する世帯をいいます。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
 - エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯
 - オ 生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市長が認める世帯
- ② 同一世帯の小学校3年生以下の児童を在園児とみなし、最年長の児童から順に2人目が半額、3人目以降は無料として利用者負担額を算定します。ただし、兄弟が就学前の場合は、保育所・幼稚園・認定こども園に在園又は障害児通園施設等を利用している児童についてのみ、この軽減に係る人数の計算の対象となります。
※対象施設は市にお問い合わせください。
- ③ 3階層の世帯で、世帯の第2子であれば、基準額表に掲げる額半額となります(「ひとり親世帯等」に該当する世帯は無料となります)。
- ④ 2階層の世帯で、世帯の第2子であれば、利用負担額は無料となります。
- ⑤ 同一世帯で、第3子以降の児童についての利用者負担額は無料となります。
- ⑥ 2階層及び3階層の世帯で、同一世帯から未就学児が2人以上入所している場合の利用者負担額は、最年長児は基準額表に掲げる額全額となり、2人目以降は無料となります(「ひとり親世帯等」に該当する世帯は、最年長児は基準額表に掲げる額半額、2人目以降は無料となります)。

《利用者負担額の算定根拠について》

- ① この表の階層決定のための世帯の定義欄に掲げる税額は、児童と生計を一にしている父母の税額を合算した額です。ただし、児童と同一世帯で生計を一にしている父母以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合は、その税額を含めず。
- ② 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当所得の控除・外国税額控除・寄付金税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除による控除前の額となります。

《利用者負担額の算定等について》

利用者負担額の改定時期は9月となり、4月分～8月分の利用者負担額は前年度分市町村民税、9月分～翌年3月分は当年度分市町村民税をもとに算定します。

平成30年度 倉吉市利用者負担額(保育料)基準額表(2号・3号認定)

児童が属する世帯の階層区分			保育料(月額)				
階層	定義		3歳未満児		3歳以上児		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯等		0円	0円	0円	0円	
2	1の階層を除き、市町村民税が非課税の世帯		ひとり親世帯等	0円	0円	0円	0円
			上記以外の世帯	6,300円	6,100円	4,500円	4,400円
3	48,600円未満	ひとり親世帯等	6,250円	6,100円	4,900円	4,800円	
		上記以外の世帯	13,500円	13,200円	10,800円	10,600円	
4-1	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	9,000円	8,850円	6,000円	5,900円	
		上記以外の世帯	20,700円	20,300円	18,000円	17,600円	
4-2	57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000円	8,850円	6,000円	5,900円	
		上記以外の世帯	20,700円	20,300円	18,000円	17,600円	
4-3	77,101円以上	97,000円未満	22,500円	22,100円	18,900円	18,500円	
5-1	97,000円以上	133,000円未満	30,600円	30,000円	22,500円	22,100円	
5-2	133,000円以上	169,000円未満	32,400円	31,800円	23,400円	23,000円	
6-1	169,000円以上	235,000円未満	36,900円	36,200円	27,000円	26,500円	
6-2	235,000円以上	301,000円未満	40,000円	39,300円	29,700円	29,100円	
7	301,000円以上		45,000円	44,200円	33,000円	32,400円	

《留意事項》

3歳未満児とは、年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなしますので、保育料の変更はありません。

《保育料基準額表の見方》

- 2階層、3階層、4-1階層及び4-2階層の定義に掲げる「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及び次に該当する世帯をいいます。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
 - イ 療育手帳制度要綱の定める療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
 - エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯
 - オ 生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、困窮していると市長が認める世帯
- 同一世帯から2人以上入所している場合の保育料は、最年長児は基準額表に掲げる額全額となり、以下年齢が下がるにしたがって2人目が半額、3人目以降は無料となります(10円未満は切り捨て)。保育所入所児童のきょうだい(就学前児童に限る)が幼稚園・認定こども園に在園又は障害児通園施設等を利用している場合、きょうだいを保育所入所児童とみなし算定します。※対象施設は市にお問い合わせください。
- 3階層及び4-1階層の世帯で、世帯の第2子であれば、基準額表に掲げる額半額となります(「ひとり親世帯等」に該当する世帯は無料となります(4-2階層も含む))。
- 2階層の世帯で、世帯の第2子であれば、保育料は無料となります。
- 同一世帯で、第3子以降の児童についての保育料は無料となります
- 2階層、3階層及び4-1階層の世帯で、同一世帯から2人以上入所している場合の保育料は、最年長児は基準額表に掲げる額全額となり、2人目以降は無料となります。(「ひとり親世帯等」に該当する世帯は、最年長児は基準額表に掲げる額半額、2人目以降は無料となります(4-2階層も含む))。

《保育料の算定根拠について》

- この表の階層決定のための世帯の定義欄に掲げる税額は、児童と生計を一にしている父母の税額を合算した額です。ただし、児童と同一世帯で生計を一にしている父母以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合は、その税額を含めず。
- 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当所得の控除・外国税額控除・寄付金税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除による控除前の額となります。

《保育料の算定等について》

保育料の改定時期は9月となり、4月分～8月分の保育料は前年度分市町村民税、9月分～翌年3月分は当年度分市町村民税をもとに算定します。